

② 監事への「決算関係書類」「事業報告書」の提出

- ・ 組合は「決算関係書類」「事業報告書」について、監事の監査を受けなければならない（第40条第5項。）。
- ・ 監事は、受領した「決算関係書類」「事業報告書」について、監査方法・内容等を記した監査報告を作成し（第36条の3第2項）【※1】、理事に対し「決算関係書類」「事業報告書」の全部を受領した日から4週間経過した日、もしくは理事との合意により定めた日のいずれか遅い日【※2】までに監査報告の内容を通知しなければならない。（施行規則第91条第1項）。

【※1】：監事の監査権限を会計に関するものに限定した組合の監事は「事業報告書」の監査権限がないことを明らかにした監査報告を作成する（施行規則第90条第2項）。

【※2】：監査期限は、監事と理事の合意があっても4週間を下回る期限を予め定めることは不可（ただし、4週間を下回る日までに監事が理事に監査報告を通知すれば、その時点で監査を受けたこととなる）。

③ 理事会招集通知の発出【※3】

- ・ 理事長は、理事会の会日の1週間前【※4】までに、各理事【※5】に対し、理事会招集通知を発しなければならない（第36条の6第6項において準用する会社法第368条第1項）。

【※3】：理事（監事に業務監査権限を付与している組合は、理事及び監事）全員の同意があれば招集手続の省略可（第36条の6第6項において準用する会社法第368条第2項）

【※4】：短縮化（これを下回る期間を定款で定めた場合はその期間）（第36条の6第6項において準用する会社法第368条第1項）

【※5】：監事に業務監査権限を付与している組合は、各監事に対しても理事会招集通知を発しなければならない（第36条の6第6項において準用する会社法第368条第1項）

④ 理事会の開催

- ・ 理事会において、通常総会の開催及び議案の議決をするとともに（第49条第2項）、監事の監査を受けた「決算関係書類」「事業報告書」の承認を行う（第40条第6項）

⑤ 「決算関係書類」「事業報告書」の備置き

- ・ 組合は、通常総会の会日の2週間前までに「決算関係書類」「事業報告書」を、主たる事務所に、それらの写しを従たる事務所に備え置き、組合員の閲覧に供する。（第40条第11項）

⑥ 総会招集通知の発出【※6】 決算関係書類事業報告書及び監査報告の提供

- ・ 理事長は、通常総会の会日の10日前【※7】までに組合員に到達するよう、総会招集通知を発する。（第49条第1項）

- ・ 総会招集通知には、議案のほか、会議の日時、場所等会議の目的たる事項を示すとともに、理事会の承認を受けた「決算関係書類」「事業報告書」及び「監査報告等」を添付し、組合員に提供しなければならない。（第40条第7項）

【※6】：組合員全員の同意があれば招集手続の省略可（第49条第3項）（この場合、招集通知発出の際に必要な添付書類も不要）

【※7】：短縮可（「10日」を下回る期間を定款で定めた場合はその期間（第49条第1項））

⑦ 通常総会の開催

- ・ 監事の意見書を添付して決算関係書類及び事業報告書を通常総会に提出し、承認を求める（第40条第8項）。